平成２３年（フ）第２００号
鳥取県鳥取市吉成南町２丁目11番18号、旧住所鳥取県鳥取市吉方114番地　グランディールＳＴＫ103号
債務者　藤﨑　浩一
1　決定年月日時　平成23年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人河本・森法律事務所
4　破産債権の届出期間　平成24年１月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月28日午後１時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５２３号
大分市賀来北１丁目３番17号
債務者　二宮　龍雄
1　決定年月日時　平成23年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原口　祥彦
4　破産債権の届出期間　平成24年１月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月16日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１１６６号
仙台市若林区河原町１丁目３番６―303号
債務者　佐々木俊彰
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　真田　昌行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１０２号
三重県伊賀市上野丸之内77番地の５　メゾンクリサンテーム301号室、前住所三重県名張市つつじが丘南５番町230番地
債務者　山口　直紀
1　決定年月日時　平成23年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長尾　英介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月５日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第７１６３号
大阪市浪速区大国１丁目11番12号　グランドムール201号、前住所大阪市浪速区浪速西３丁目８番３―502号
債務者　洲賀崎俊雄
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥田　愼吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月27日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２２９号
大阪市住吉区我孫子１丁目１番14号
債務者　濵野　正明
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤木　真也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月27日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２３０号
大阪市住吉区清水丘３丁目14番４号　なるだん清水丘201号
債務者　森田　博文
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　溝内伸治郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月27日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７８５３号
大阪府枚方市山之上１丁目16番７号
債務者　下村　　潔
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大石　武宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月27日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７８７６号
奈良県奈良市学園大和町６丁目696番地　サザンヒルズ学園前３―604号、前住所奈良県奈良市学園大和町６丁目696番地　サザンヒルズ学園前３―209号
債務者　奥村　直樹
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大石　武宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月27日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９４１号
大阪府摂津市鳥飼中１丁目25番４号
債務者　松村　秀子（旧姓藤井）
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥田　愼吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月27日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９５１号
大阪市生野区中川東２丁目18番３号　中川ロイヤルハイツ311号
債務者　井上　俊夫
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　溝内伸治郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月27日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８０２８号
大阪府東大阪市加納１丁目１番８―433号
債務者　村上　伸行
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　悠紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月27日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８０３９号
大阪市北区中津７丁目２番11号
債務者　安田和茂こと　全　　竜植
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤木　真也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月27日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８１０７号
堺市南区御池台２丁６番17―109号
債務者　小河　徹也
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤澤　泰子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月27日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８１４１号
兵庫県明石市松が丘２丁目５番26―503号
債務者　河辺　　宏
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　溝渕　雅男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月27日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９１９号
広島県安芸郡海田町三迫１丁目18番６号
債務者　大野　清藏
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　釜風呂英嗣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月12日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５０８号
愛媛県松山市星岡３丁目２―10、住民票上の住所愛媛県伊予市米湊1556番地１
債務者　須内　栄範
1　決定年月日時　平成23年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水口　　晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月22日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
松山地方裁判所民事部